鎌倉市教育委員会 令和2年11月定例会会議録

〇日時 令和 2 年 (2020 年) 11 月 12 日 (木) 9 時 00 分開会 10 時 20 分閉会

○場所 鎌倉生涯学習センター第5集会室

○出席委員 岩岡教育長、齋藤委員、山田委員、下平委員、朝比奈委員

○傍聴者 5人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告
 - ア 「かまくら教育プラン」令和元年度(2019年度)取組状況について
 - イ 鎌倉市立小・中学校情報セキュリティ実施手順の改定について
 - ウ 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について
 - エ 鎌倉市指定有形文化財の指定解除について
 - オ 行事予定(令和2年(2020年)11月12日~令和2年(2020年)12月31日)

日程 2 議案第 21 号

教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程 3 議案第 22 号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の改正に係る協議について

日程4 議案第23号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

日程 5 議案第 24 号

鎌倉市図書館協議会委員の任命について

岩岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより 11 月定例会を開会する。本日は会議録署名委員を山田委員にお願いしたいと思う。本日はペーパーレスの一環ということと、今後もし新型コロナウイルス等が更に感染拡大した場合にオンラインでの開催もあり得るということから、一部議案集等を iPad で確認しながら進める形式でやってみたいと思う。事務局が頑張って準備してくれたので、少し不便なところもあるかもしれないが、そういったところはまた修正しながら、徐々に進化したらよいと思うので、どうぞよろしくお願いしたい

と思う。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。日程1報告事項のイ「鎌倉市小・中学校情報セキュリティ実施手順の改定について」は情報セキュリティ保護のため、また日程3議案第22号「鎌倉市教育委員会事務文章規則にかかる協議について」は市長との協議を伴う未成熟な内容を含む案件であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思うがご異議ないか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め日程1報告事項のイ及び日程3については非公開とさせていただく。では日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

岩岡教育長

本日は議案がたくさんあるので、報告事項は絞って報告したいと思うが、一つは修学旅行 のことである。日曜日の朝日新聞だったと思うが全国の公立小中高校の修学旅行の状況に ついてデータが出た。現時点の集計では公立小中高校の約 66%が何らかの形で行く、15% が現時点の中止を判断している、残りについては現在検討中ということになっている。鎌倉 市も中学校については時期も行き先もそれぞれ学校によって様々であるので、各学校で保 護者等とも議論をしながら判断をしているところで、最近であれば手広中学校、深沢中学校 が修学旅行に行って帰って来た。校長先生の話もお聞きすると、やはり長い休校期間から夏 休みの短縮もあって、特に3年生は短い期間で教育課程もしっかり詰まっているという状 況の中で我慢して、3年間頑張ってきた子どもたちが修学旅行で非常に満足した表情で帰 ってきたし、特に支援級のお子さんも非常に自信がついて帰って来たということで、かけが えのない経験、思い出になったのだろうと感じている。コロナ禍でも学びを止めないという のは必ずしも教科学習のことだけではなくて、子どもたちが学校で行う様々なリアルな経 験とか、校外学習とか様々なことをどうやったらできるかという視点で考えていくことが 大事なのだと改めて感じた次第である。小学校については行き先も日時も学校共通なので、 どうするのかということを皆で検討している訳である。校長会と教育委員会で検討を進め て来た。先ほど申し上げたようにコロナ禍でも学びを止めないという考え方で、どうやった ら保護者の方々の不安や色々なことにお答えしながら、行くことができるのかという視点 で、旅行会社とも相談をしながら検討してきて、各校長先生方も非常に様々な意見がある中、 真剣にご議論していただき、本当に敬意を表したいと思う。結論としては 11 月2日に各学 校に保護者の方に通知を出し、今の時点では小学校は日光に行くという方向で結論した。今

第3波という状況もあるので、今後どうなっていくかという状況もあるのだが、現時点では行くという前提で保護者の方々のご意向を伺うことを始めた次第である。それにあたっては例えば日光の往復はこれまでは電車で行く予定であったが、貸切りバスを利用することで密の状態を避けられることや、あとは部屋数を増やして密状態を回避するような努力をする、食事の時の配置、入浴の1回の人数を少なくする、医療従事者の同行の検討、体調不良の際のマニュアルの整備といった様々なことを考えながら、行きたいという方向で検討をしているところであるので、もちろん実施時期が1月になるということ、受験を控えた家庭にとってはなかなか難しい時期であることや、日光までバスに乗るというのは、非常に長い行程であるから休憩時間を挟まなければいけないことなど、課題も多いところで、全てが完璧な案というのは難しいところであるが、費用面も含めて現時点ではベストの選択として、議論をした内容であるので、なんとか子どもたちに良い経験をさせられたらいいと考えているところである。

(2) 部長報告

(教育部・文化財部ともに特になし)

(3) 課長等報告

ア 「かまくら教育プラン」令和元年度(2019年度)取組状況について

岩岡教育長

報告事項のア「かまくら教育プラン令和元年度(2019 年度)取組状況について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

報告事項ア「かまくら教育プラン」令和元年度(2019 年度)取組状況について報告する。 議案集1ページ及び別添資料「かまくら教育プラン令和元年度(2019 年度)取組状況」をご 参照いただきたい。かまくら教育プランとは、子どもたちが安心と安全が保たれた社会環境 のもとで、夢や希望を持って自主的に学び、民主社会の一員としての自覚を高め、伸び伸び と健やかに成長できるように導くことを目指し、鎌倉市の学校教育について五つの基本方 針と17の目標を定めたものである。この教育プランに基づき、取組内容、成果や課題等を 各学校及び教育委員会、市長部局の各課に照会し、まとめたものが「かまくら教育プラン令 和元年度(2019 年度)取組状況」になる。それでは、お手元の冊子の4ページから5ページ をご覧いただきたい。資料のまとめ方について、目標1-2「家庭、地域と協力して、すべ ての子どもたちが安心して過ごせる安全な学校にするための取り組みを進めます」を例に

説明させていただく。まず、「小中学校における取組」として、小・中学校の主な取組を掲 載し、全ての学校が実施した取組については、取組名に★印(星印)をつけている。また、 「小・中学校における取組」の中で、令和元年度において新たに行った内容があるものにつ いては、「新たな取組」として、令和元年度の取組を通して得られた成果や実施にあたって の課題を、それぞれ「成果」、「課題」として、まとめている。また平成30年度の取組状況 をまとめた際に「課題」として挙がった内容に対し、令和元年度にどのような改善を行った かを、「前年度の課題に対する改善点」としてまとめた。最後に、5ページから7ページ、 教育委員会事務局や市長部局、関係機関が取り組んだ内容を「教育委員会事務局・関係機関 における取組」に掲載している。このように、それぞれの目標に対し、「小・中学校におけ る取組」と「教育委員会事務局・関係機関における取組」などで、掲載するとともに、「小・ 中学校における取組」について、「新たな取組」、「成果」、「課題」、「前年度の課題に対する 改善点」がある場合には、個別に掲載をしている。教育委員会としては、「小・中学校にお ける取組」を、今後も継続していくこと、取組率を向上させ、多くの学校で実施すること。 新たな取組を単年度で終わらせず、次年度以降も継続して取り組んでいくことが重要であ ると考えている。また、この調査を基に、各学校で地域の特性を生かした取組を工夫すると 共に、教育委員会も必要な支援を考えていきたいと思う。

(質問・意見)

岩岡教育長

資料が細部に渡るので、じっくりご覧頂いても構わない。

下平委員

詳細に毎年まとめていただいて感謝する。これは昨年度のまとめなのだが、今年度の、コロナ禍ということで、おそらく今後の課題となっているところも、順調にはなかなか進んでいない実情も起こっていると思うので、その辺りのことが今回の課題と、来年の報告にどのように影響してきそうか、今のご説明では、今後も課題を生かして取り組むということであったが、どのようにお考えか伺いたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今年度、令和元年度の取組状況についても、1月2月くらいから、コロナウイルスの関係で昨年に比べて実施率が下がった取組というのは相当数あった。令和2年度についても、コロナ禍の状況の中で、取組状況が下がってくる部分があると思う。ただ、コロナ禍の生活の中で、新しいこともスタートするような状況であるので、様々な状況はあると思うが、その辺もしっかり取組を進めていきたいと思っており、考査していきたいと思う。

山田委員

私が拝見した限りでは、課題というのが、何かが行われなかったというものが中心に記載されていると思うのだが、実施うんぬんではなく、鎌倉市の教育として課題になっているものというのが、こちらに挙がっているものでは見受けられないのだが、他には大きなものないという理解で、よろしいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今回記載させていただいた内容については、かまくら教育プランの 17 の目標に対する、 事業などから書いてある形になる。他に学校教育を進めていく中では色々な課題というの が出てくる部分もあるので、そういった課題に対しては大きなものがあれば、当委員会で報 告をさせていただきたいと思う。

齋藤委員

教育プランを拝見し、前年度の方針に基づいて、様々な関係機関が細やかな努力をしてくださっているということを改めて感じている。それが行われることによって、私も学校現場をまず頭に入れているのだが、そういう中で、見守りや、コロナへの対処、そしてまた学校内の指導のみならず、社会一般の関係機関との連携の良さというのも出ているのではないかということを感じている。この教育プランの取組状況の報告をいただくことにより、またまとめることによって改めて、成果があったということや、課題のここを次に取組んでいかなければということが、よく見極められて良いことだと感じている。

岩岡教育長

山田委員からお話あったとおり、課題のところで、できなかったというところも課題として挙げていただいているのだが、実施していく上でこういうところが、もう少し加速する、ブーストすれば、より円滑に取組は進んだのではないかといった視点、できた、できないの〇×以上の、今後先に進めていく上での課題というのもあるのではないかと思う。来年度以降、取りまとめにあたっては、そういったところも細やかに課題として取り上げていければよいと思っている。

(報告事項アは了承された)

ウ 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果 について

岩岡教育長

次に報告事項のウであるが、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等・生徒指導上の諸 課題に関する調査の結果について報告をお願いする。

教育指導課長

この調査は 10 月 22 日に国の結果公表があり、鎌倉市における調査結果について、別紙のとおりまとめたのでご報告する。なお、本調査結果については、11 月の校長会にて周知し、各校において教職員で共有し、いじめ・不登校・暴力行為に対しては、未然防止・早期発見・学校全体でチームによる対応・保護者との連携・関係機関等との連携等、今後も引き続き、きめ細やかに丁寧な対応をするよう指導してまいった。特に問題行動発生時に、すぐに対応すること、全職員で児童生徒を見守る体制を作ること、ひとりひとりを大切にする取組を徹底すること。また、児童生徒や保護者の気持ちを受け止め、気持ちに寄り添った指導が大切であることを、今後も学校に周知し、指導に努めてまいる。

それではまず、暴力行為について説明する。では3ページをご覧いただきたい。令和元年度の暴力行為は、小学校31件で前年より6件の減。中学校27件で前年より8件の減であった。暴力行為の内訳は、対教師が、小学校7件、中学校1件で、計8件。児童生徒間が、小学校15件、中学校24件で、計39件。対人は、小学校中学校、共に0件であった。器物破損については、小学校9件、中学校2件で、計11件となっている。3番の発生場所については記載のとおりである。暴力行為は各学校で、継続的な指導・支援・見守りを保護者や関係機関と連携しながら進めることが必要である。発生した事案への対応だけではなく、事案を発生させない環境を作っていくことが、大切と考えており、自分の思いを上手に伝えることや、相手の思いや立場を理解する等のコミュニケーションスキルの向上、トラブルの解決方法を指導する等、暴力行為の減少に向けた取組の工夫を支援していく。

次に、いじめの状況についてご説明する。4ページをご覧いただきたい。1いじめを認知した学校数、認知件数は、小学校16校55件で、平成30年度に比べて7件の増、中学校9校59件で、平成30年度に比べて2件の増であった。鎌倉市全体としては、認知件数114件で、平成30年度に比べて9件の増となった。これは、各学校での早期発見の取組と、小さないじめも見逃さず報告していただいている結果であると思う。これからも積極的にいじめに対する認知・早期発見・未然防止の取組を進めてまいる。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する、重大事態の発生件数は、小学校1件、中学校1件の計2件となっており、これは平成30年度からの継続の案件となっている。2いじめの現在の状況をご覧いただきたい。令和元年度に認知したいじめは、年度末の状況では、小学校で約74.5%、中学校では約76.3%が解消しており、解消した後も、日常的に観察継続中となっている。解消に向けて取組中であるものは、小学校で約25.5%、中学校は約23.7%である。なお、これら継続した支援が必要なケースについては、令和2年度7月末の各校からの報告では、解消に向けて取組中だった28件の内、22件が解消している。いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間、少なくとも3カ月を目安として継続して

いること、それから被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この二つの要件があり、いじめの対応については、継続的な指導が必要になる。3いじめの対応については、いじめの対応では小・中学校とも、冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われるが最も多く、仲間外れ・集団による無視をされるも次いで多い状況である。また小学校では、軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするも多くなっている。4番のいじめの発見のきっかけについてである。小・中学校ともに、本人からの訴え、当該児童生徒の保護者からの訴えということが多くなっている。全体的に見ると、学校の教職員以外からの情報による発見が多くなっているが、教職員が把握しにくいいじめについては、アンケート調査は教育相談などをとおして、児童生徒一人ひとりの、日頃の困り感などを把握する中で、対応していると考えられる。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、未然防止と早期対応が重要である。各学校で、アンケートや教育相談などをとおして、日頃から兆候を見逃さないこと、学校全体・全教職員で各事案について、情報や指導方針を共有して対応していくこと、児童生徒や保護者の気持ちを受け止め、その気持ちに寄り添った指導が大切と考えている。最後に不登校の状況について説明する。

7ページをご覧いただきたい。1の不登校児童生徒数の推移は、病気や経済的な理由のも のを除き、年間30日以上の欠席者の数である。令和元年度は、平成30年度と比較すると、 小学校では 15 名増え 91 名、中学校では 22 名増え 153 名であった。平成 28 年からの変化 を見ると、小学校では毎年増加傾向となっており、中学校では高い数値で増減を繰り返して いる。より一層の継続的な支援と共に、不登校になりかけている児童生徒への早期の支援が 必要である。4不登校の主たる要因だが、小・中学校に共通して多いのは、無気力・不安で、 合計すると全体の約 35%を占める。小学校では次に、いじめを除く友人関係を巡る問題が 多くなっているが、中学校では学業の不振が次いで多くなっている。小・中学校とも、不登 校の原因が多岐に渡るものとなっていることが伺えるが、3不登校児童生徒への指導結果 状況のとおり、各学校での個々の状況に合わせた丁寧な指導の結果、小学校では 16%にあ たる 15 名、中学校では 13%にあたる 20 名が登校できるようになっている。不登校につい ては令和元年 10 月 25 日付、文部科学省通知、「不登校児童生徒への支援の在り方について」 にあるように、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするの ではなく、児童生徒が自分の進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要が あるとなっているため、今後も各学校においては児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれ の可能性を伸ばせるよう、本人やご家庭の希望を尊重した上で、フリースクール等との関係 機関と連携した支援を行うと共に、学校全体の協力体制を確立し、不登校児童生徒への、学 習面や生活面での支援を継続して進めていく。また、支援については、ICT 等を活用した学 習支援や、相談支援の積極的な実施がなされるよう、文部科学省からも事務連絡が出ており、 学校における取組を支援していく。

今後、この結果については、12 月市議会教育こどもみらい常任委員会に報告する予定としている。

(質問・意見)

岩岡教育長

ただいまの報告について、委員の皆様、ご質問ご意見等ないか。下平委員お願いする。

下平委員

改めて私が申し上げることもないと思うのだが、人間は社会的動物と言われる。その他の 哺乳動物と違って、特徴は社会性である。社会性とは何かというと、他人との理解や信頼を 作るために、自分の感情・思考・行動を使えるようになることである。そのために言葉もあ るわけで。ところが、そういう社会性を身に付ける、産まれた時は言葉も持って産まれてき ていないわけであるから、産まれた環境で、私たちはそれを身に付けるわけで、やはり全て にこれは通用すると思う。例えば自分の情動や欲求を暴力で表すのではなくて、しっかりと 理解を育むように言葉で表現できるのが、ソーシャルスキルであろうし、いじめも同じだと 思う。お互いの信頼や理解を育むために、言動を使えるかという能力もそうである。そうい うものが小学校に来るまでに、残念ながらしっかりと身に付かなかったお子さんたちもい るわけで、特に小学校というのは、知識の教育だけではなくて、やはりそういうソーシャル スキルを身に付ける場だと思う。通常、そういったことがコントールできるようになるのは 12 歳くらいと心理学では言われるのだが、小学校の5, 6年くらいまでに、人とトラブル を起こすのではなくて、それなりの理解と信頼をちゃんと自分で作れるような力というの を身に付けていただかないと困るわけだけれども、そういうことを指導する場としても、小 学校はすごく重要な場だと思う。であるから、中学になって暴力で訴えるとなってしまうの は、背景に環境が少なからずあるからだろうと想像する。やはり学校の先生方は知識だけで はなくて、そういうソーシャルスキルを学んでもらう支援をする立場にもあるのだという ことを重々承知して下さっているとは思うが、これからの社会は本当に学び難い社会にな りつつあるし、特にコロナ禍で親も不安になれば人間であるから情動も荒れるし、不安も強 くなるし、恐らくこういうことが今後増えていくであろうということが想像できるので、そ れなりに私たち大人が支援する覚悟を決めて向きあう姿勢が非常に重要だろうと思う。そ れと不登校については根底に全部無気力、不安があると私は思う。そのきっかけはいじめで あったりとか勉学が付いていけないからだったりするかもしれないが、産まれた時に持っ てきたフリーチャイルドというありのままの天真爛漫の自由な自分らしい心というのが消 失してしまうことによって、鬱状態というのが起こってくるものである。なんとなく生きが いがない、楽しくないという気持ちが起こるわけで、これは私たち大人も起こり得ることな のだが、少子化の影響で子どもがかなり力で押さえられている世の中なので、こういうこと も今後も非常に増えるだろうと考えられると思う。その辺りの兼ね合いが難しいところで あるが、子ども一人ひとりが自由に飛びまわれたり、自由に好きなことができたりという場 を今後も大切にしなければならない。そうでなければどんどん潰されてしまうから、だからといって野放しにするとソーシャルスキルが身に付かないということもあるので、その両輪、その子らしさを育みながらもなおかつ人との信頼と理解を育めるソーシャルスキルを身に付けさせるという、その二つの軸を私たち本当に自覚して見守らないといけない。子どもの未来を大人が潰すことになったら大変だという危機感を非常に感じている。引き続き今回の経験を生かして、支援を続けていただきたいと心から願っている。

齋藤委員

子どもたちの日々の生活、学校生活、家庭生活と様々にあるが、その中で子どもたちの心 理を大事にしていかなければならないということを常々考えているところだが、無気力に しても不安なことがあったら、またこのことをやっていれば自分の気持ちが落ち着くなと なると家庭の中に入って、学校にも来ないことに繋がっていくのかと思う。いじめ、学業が ついていけない、友達との関係が良くないから行きたくないという子も数多くいるように 聞いている。その中で現実に、こういったことを防ぐ手立てとして少し耳に入ってきている ことをお話しする。学校に来たがらない子でも、教職員をはじめ学校に勤務してくださって いる様々な職員がいらっしゃるが、その方との繋がりができれば安心できて学校が好きに なってくる。学校に行こうかという気になる、教室では上手く行かないけど、あそこのあの 人としゃべれば気分的に良くて、明日も来られるという良い思いをできる状況を作ってあ げることが大事だと感じている。現在、教育相談やたくさんの方々が関わってくれているの だが、私が常々思うのはやはり身近な人、学校に絶えずいてくれる人、そして分かってくれ る人なのではないかという、そういう方が数多くいて欲しいと思う。月1回の教育相談とか、 週1回の何時間とかではなく、学校に絶えずいてくれる人が多くいてくれたら良いと思う。 現在非常勤で勤めている方のお話しなのだが、その方いわく、学校に来たがらない子がいて も、声をかけることによって、またその子も「先生、これが嫌です。こういうことをしたい と思っている」ということが言えることによって学校に来る。だからその子のためにも出勤 しなくては、という自分の時間外であってもあの子が心配だからという声を聞く。だからそ ういう方々との関係が上手くいくとより改善されていく。またそういう学校でありたいと 思う。

山田委員

私は無気力のところは、どちらかと言えば要因というよりは状態ではないかと思う。もちろんそういう無気力の状況がこういうことを引き起こしてしているということがあるかもしれないと思うのだが、具体的には要因ではないのではないかという感じがしている。それは感想なのだが、ここで申し上げたいのは学業の不振というのが大きな要因になっているのが数値化されているのだが、ここで考えるのが子どもたちに対する評価の基準がどうしてもまだ日本は学業の評価に偏ってしまっているところが大きいのではないだろうかと考

えている。私、自身も海外の経験があるし、子どもたちもそういう経験をしてきた中で、圧倒的に違うのは本当に海外の教育は全人格的に子どもを見ている。何かができないから恥ずかしく思うこともなく、何かが秀でているからといって特別にちやほやすることもないという。とてもニュートラルであるし、誰でも受け入れると。あなたのその状態で良い、だがサボってよい訳ではないし、ここの人はもう少し上に、すごくできる人はもっといこうという引き延ばしもあるし、そういった多様性に対する受け入れ方というのが、まだまだ日本の教育の中では欠けているのではないかと感じている。成績表一つとっても学業の欄がたくさんあって、人間力を評価するというのはおまけ程度にあって、評価の仕方も数字ではなく、○があるとかないとか、私は最近の成績表を見てないのだが、かつてはそうだったと記憶している。どれだけ良い子か、頑張っているか、人に役に立っているか、やさしい気持ちをもっているかなど、そういったものがもっと評価されるべき学校教育になる必要があるのではないかと思っている。そのあたりは、鎌倉市だけではできないのかもしれないが、校長先生をはじめとして先生方が、もう少し多様性を受け入れて、全人格的に子どもたちを見て、色々なところで褒めてあげたりするような教育というのを心がけていただくと少しこの辺は緩和されるものと感じている。

朝比奈委員

今の山田委員のお話を伺って感じるのは、例えば私たち、私たちというのはお坊さんとし ての私の世界で、特に私の宗派は、修行道場というところで、ある一定期間皆で過ごさねば ならない。そういう中でどこの誰だかが分からない、大体大卒ぐらいの先輩の人がいて、場 合によっては高卒の方もサラリーマン経験の方もあるし、様々な方がみえるのだが、要する にいわゆる偏差値が高い大学を出て来た学業優秀な子が果たしてそこの修行道場の中で能 力を発揮して優秀な働きをするかといえばそうとばかりは言えないし、やはり人間性とい うか、弱い子は、もしかしたら子どもの時からそうだったのかと思う若い修行者もいる。い ずれにしても、大人になっても、小さい時のことというのはすごく大事なことである。お坊 さんが出て来る大学というのは極端で、我々の宗門の大学は決して偏差値の高いものでは ないのだが、勉強ができなくても、禅の修行などを若い時から重ねてきた人は、心が豊かな 方が多い。それで、必ずしも素晴らしい大学を出てきた人が、後輩や先輩に対して、気持ち を持って接することができるかというと、そうでもなかったりすることもある。あるいは儀 式の運営を任された時に、リーダーシップを取ることができる子とできない子とが、必ずし も学業の優劣によって決まるものではない。ろくに勉強しなかっただろうけれども、自由に 発想して、思うままに行動できる様な前向きな子の方が、いわゆる禅の修行についても、本 領を発揮する場合がある。

山田委員がおっしゃったように、日本のチェックする項目というのは、果たして本当に子どもたちを見極めるリストになり得るのか、私は海外のことは存じ上げないけれども、授業についていけなくても、あることには興味が深くて能力が高いという子が、将来成功したな

んて話は、空想の世界かもしれないけど、映画とかドラマなどである。そういうことは我々の宗派の世界にはあるのである。昔の明治時代の立派なご老師様が、実は字も読めなかったということもあっても、立派な老師になるということもあるし、そんなこともあり得るので、何かそういうところを見てくれる仕組み、あるいは見てくれる先生に出会えると、子どもたちは幸せだと思う。

岩岡教育長

委員の皆様から様々なご意見をいただいた。暴力行為・いじめ・不登校と、大きく三つ、 今回報告があったが、いじめ等については、いじめ防止の推進法案ができてから、しっかり と認知をして、それに対して組織的に対応していくということで、ある種ノウハウが確立さ れてきた面もあると思うのだが、先程、山田委員がおっしゃったとおり、不登校のところで、 無気力・不安というのが最大のボリュームを占めているということで、ここに対して無策で あってはいけないと考える。やはり、無気力・不安、主たる要因というのが、この項目の質 問になってしまっているので、例えばご家庭の要因もあって、学業の要因もあって、人間関 係もあって、結果的に無気力になってしまっているお子さんは、無気力と書かざるを得ない 状態になっているのだとは思うのだが、やはり様々な複合的な要因で無気力に陥っている、 この辺りは下平委員がまさにご専門だと思うが、何か物事にモチベーションを発揮すると いった時に、そのモチベーションを出すためのホルモンを消費して子どもたちも大人も、動 いているわけである。自分の家庭や学校などで、様々なところに自分の認知特性とのミスマ ッチがあると、それを乗り越えて、そこの型にはまっていく度に、モチベーションのホルモ ンをどんどん消費して、それがなくなってしまったら、新しいことに、なかなか子どもたち がチャレンジできないということになって、無気力・不安という状態になっていくのだと思 っている。そういったことを防いでいくためには、子どもたちが、どういう特性があって、 どこにミスマッチを起こして、エネルギーを使ってしまっているのかというところを、一人 ひとり、児童理解に基づく丁寧な指導をしていくという環境を作っていくということが重 要だと思うし、GIGA スクールの文脈で、個別最適化と言うが、それは必ずしも教科学習だ けではなくて、子どもたちの主体性や、認知特性を引き出すような教育環境を作っていくと いうことは、個別最適化した学校作りだと思うので、無気力・不安だから仕方ないではなく て、どのように子どもたちのミスマッチを防いでいくような学級運営をしていくのか、その ためにどういった研修ができるのかとか、あとはインクルーシブな環境作りのためにどう したことができるのか、ICT を使ってどういうことができるのかということで、一つひとつ 対策を地道に企画検討して、実施していければと思う。

(報告事項ウは了承された)

エ 鎌倉市指定有形文化財の指定解除について

岩岡教育長

次に報告事項のエ「鎌倉市指定有形文化財の指定解除について」報告をお願いする。

文化財課長

報告事項のエ「鎌倉市指定有形文化財の指定解除について」、着席して説明する。議案集は9ページ、10ページをご覧いただきたい。宗教法人正伝庵が所有する彫刻「木造大達禅師明岩正因坐像」については、昭和47年9月11日付けで鎌倉市指定有形文化財に指定していたが、令和2年9月30日付けで「木造明厳正因坐像院応作」として、国の重要文化財に指定された。このことについて、鎌倉市文化財保護条例第12条第3項「市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする」という規定に基づき、令和2年9月30日付けで指定が解除となり、令和2年10月23日付け鎌倉市教育委員会告示第9号で告示を行った。

(質問・意見)

岩岡教育長

国指定になったということで、これは大変誇らしいことであり、市指定に一度して、そこからしっかりと保護をして、学問的成果を積み重ねていくことで、県指定や国指定という形で上っていくということが分かった事案のひとつだと思うので、しっかりと指定行政に基づいて、文化財の保護を進めていければと思う。

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定 (令和2年 (2020年) 11月12日~令和2年 (2020年) 12月31日)

岩岡教育長

次に報告事項のオ「行事予定」について、報告があればお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

教育部関連のご報告をさせていただく。議案集 11 ページ、行事予定表の 2 番から 6 番に書いてある内容になるが、前回の 10 月定例会で、ご報告させていただいた GIGA スクール校内研修会については、このとおりに順に実施してきた。一応、年度がわりには、全ての学

校が実施できるようにする予定である。

(質問・意見)

山田委員

行事予定の中で今これと言ったものではないのだが、コロナ禍では、オンラインが活性化しているが、色々と文化を勉強するものなどで、座学的なものというのがあったと思う。様々な行事や研修、それから文化学習のようなもので、集客はできないがオンラインで配信されるというようなことは今後検討されるのか。今後検討されているのかどうか、お聞きしたい。

生涯学習センター所長兼教育総務課担当課長

山田委員のご指摘の点は、今年度に入り、主に本市の生涯学習の推進を担っていただいている市民ボランティア団体の生涯学習推進委員会の三役の方々と先日、少し議論をさせていただいた。実は、コロナ禍において、オンラインで生涯学習の分野にあたるものの講座等について、民間の方がやり始めている。スタートが早かったもので、生涯学習を担われている方々にも、お問い合わせが夏以降ぐらいから、ぼちぼちあるということで、今70数名いらっしゃる中では、段々その声が寄せられている傾向にあるということをおっしゃられており、認識は十分にあるということであった。ただ今、検討されているかという質問については、まだ検討はしていないというのが実状である。これはもしかしたら、行政の役割かもしれないが、機材の準備等々も色々ある。実際にはボランティアで携わっている方々が、専門的知識、生涯学習とは別のICT関係の専門知識を持たないと、なかなか対処できないという難しさも同時に訴えられていたので、今しばらくは社会の情勢を見ながら、その方々とも意見交換をして、もし何かしら行政としての動きが取れることがあれば、考えていこうと思っている。

下平委員

今のことに関連してなのだが、オンラインになると例えば北海道で配信してくれたものを鎌倉で観るということができるわけで、今までのように高齢者があまり遠くまで出られないから、市内で集って勉強しなければならないというような世の中では、もうなくなってくるわけである。確かに今おっしゃったように、鎌倉市で担当者の人が自らホストで繋いで、通信テストもしてマニュアルも作ってなんてことになると、そう簡単にできることではないと思うので、これからはむしろそういう、様々なところと手を繋いで、鎌倉市としては、こういった情報等をネットワークとして持っていて、提供できるという情報提供が必要になってくるのではないかと思う。日本国内あるいは世界からでも、そういう知識を持った人が、配信してくれたものに、参加できるというようなシステム作りが今後大切になってくる

のではないかというのが一つ。それと、これは高齢者に限らないのだが、人と触れ合うということが、人間にとっては知識や教養の面だけではなく、大事なので、距離を取りながら感染には対策をしながら、様々な地域でやっていらっしゃる様々な趣味の集いなど、感染に気をつけながらも、しっかりと行っていくことで孤立しない社会を作っていくという目的の一つとしては、大切にし続けなければいけないことだと感じている。その両方の取組を少し検討していただくと、良いのではないかと感じる。

齋藤委員

学校訪問をした時だったと思うのだが、社会見学によく子どもたちがその都度出かけていくわけなのだが、こういう現状の中でどうするのかといった時に、私は日産自動車に子どもたちと一緒によく見学に行ったりするのだが、その時に日産の方からオンラインで工場見学ができるように配信されていて、それの学習状態を見せていただいた。それが一つこういう形でやっているのだと感心した。それから別枠で修学旅行、これは思うところもあるのだが、修学旅行に行きたいが行けないということで、オンラインでその地域の例えば鎌倉の寺社仏閣を丁寧に説明していって、学習、経験をさせていく場面を見たことあり、時代が変わっていると思うのだが、そういう工夫をしながらやっていくと、子どもたちもまた改めて学習の体制が良くなっていくと思う。また自分で調べて学んでいこうという、次への発展にも繋がっていくのではないかと思いながら、状況に応じた最善の形で学習させていく、経験させるということの重要性を感じている。

岩岡教育長

行事予定の関係では、GIGA スクールの校内研修会が始まった。研修に行ったり、研修の企画を学校と調整していくと、我々がこういうことは前提だと思っていたことが、実は学校ではまだ疑問に思っていたりということがすごく明らかになってきていて、例えば GIGA スクールは、そもそも何故やるのか、そこのマインドセットをもう一回作りたいというところも、G suite の使い方とかよりも、何故やるのだというところをもう一回皆で考えたいというご要望をいただく学校もあるし、ICT の推進担当者の皆さんとお話をしていると、今回は経産省の EdTech 補助金というものを使って AI ドリルを今年度から入れている。子どもたちの進度、理解度に応じて、様々な問題を提供や、自動採点をするソフトウェアを入れていくのだが、これを使ってどうやってアウトプット主体の学びをしていくのかが分からないというご意見をいただいた。我々としては、AI ドリルを使って、インプットの時間を効率化して、生み出された時間で、どれだけ主体的・対話的な授業ができるかということが前提で議論をしていたのだが、AI ドリルを使って対話的な授業というのはできないというところで、先生方がつまずいているということがわかるということもある。こういった研修等をする中で、我々が前提と思っていることでも、先生方がどこで引っかかっているのかということをよく分析していただいて、次のアドバイスや研修会に繋げていけば、どんどん壁を取

り払えるのかと思う。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第21号 教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

岩岡教育長

それでは、日程の2議案第21号に入る。「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及 び評価について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第21号「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、提案理由 を説明する。議案集は 13 ページをご覧下いただきたい。教育委員会事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、 毎年これを実施することとしている。今年度も、所定の手続きを経て、この度「令和2年度 (2020 年度)教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」として報告書がまとま ったことから、当委員会にその内容を説明させていただくと共に、審議いただくものである。 まず点検及び評価の方法等についてご説明する。お手元の報告書の1ページをご覧いた だきたい。1 実施方針の(2)、実施方法に記載したとおり、点検及び評価は、第3次鎌倉市 総合計画第3期基本計画後期実施計画における重点事業、令和元年度新規事業、令和元年度 に規模を拡大した事業、その他重点的に取り組んだ事業を対象としている。また、法第26 条第2項に「教育委員会は、点検及び評価を行うにあたっては、教育民間人、学識経験を有 する者の知見の活用を図るものとする。」とあることから、報告書の2ページに記載したと おり、3名の方々に点検・評価委員にお願いをした。委員のうち、お二人は、教育分野を専 門とする大学教授、お一人は保護者の立場から PTA の代表の方である。点検・評価は各委員 への事前の資料配付、意見聴取等を行い、8月19日及び10月12日と、2回の点検・評価 会議を実施して、報告書としてまとめた。なお、点検・評価会議は、例年5月から7月に実 施しているところであるが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時期を 変更して開催をした。

次に報告書の内容について説明する。3ページをご覧いただきたい。3ページから5ページにかけて、教育委員会の運営及び概要について、教育委員会委員名簿及び令和元年度における教育委員会定例会、臨時会の開催会議を記載した。次に6ページ及び7ページをご覧いただきたい。ここには第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画後期実施計画の実施事業を掲載した。こちらに記載の実施事業及び前段に説明した対象事業の中から、教育委員会が令和元年度に重点的に取り組んだ15の事業を点検・評価として、8ページに記載をしている。

9ページからの具体的な内容として、対象事業について事業ごとに、成果・課題について「自己評価」を行い、その「自己評価」に対する点検・評価理由の「外部評価」と、外部評価に対する市の考え方を対応策として、「今後の方向性」を記載した。以下 44ページまでの事業について掲載をしている。また 45ページからは、各事業に関する資料を添付した。この点検・評価については、当委員会で可決いただいたら、法令の規定により、市議会 12 月定例会・教育こどもみらい常任委員会において報告すると共に、教育委員会ホームページでの掲載や、市施設での点検・評価報告書の閲覧など、市民へ公表する。

(質問・意見)

下平委員

毎年、評価を拝見しているが、その度ごとに外部の評価が出て、今後の方向性というのも毎回、今後の課題というようなものも提供されていると思う。特に昨年度の課題・評価から今年度生かしたこと、取り組んだことなどが特にあれば何点か分かればと思う。そういうふうにして生かしていかないと、毎年ごとのただの評価だけで終わってしまうのでは時間をかけてももったいないと思う。特に昨年こういう課題があったから、今後の方向性としてこういうものが提案され、今年はこうなっているというのが特にあれば、後でいいので教えていただけたらと思う。

岩岡教育長

何か現時点でお話できる、個別事業でも構わないのだが、なにか現時点で何かお話しできることはあるか。

教育部次長教総務課担当課長

今回この場でお話することが特にないので、後日まとめさせていただき、ご報告をさせて いただければと思う。

下平委員

やはりこれの意義というのは評価を受けて意見を基に充実した内容にして行くことが大事だと思うので、点検を受けたから安心ではなくて、次回から評価から生かしたことが、一部盛り込まれてくるとよりよいと感じる。

山田委員

先程、生涯学習センター所長がお答え下さったところで、13 ページの外部評価に生涯学習の学びについて、ボランティアメンバーが 70~80 歳が主流ということで、もう少し若い層を加えて、チームを作るべきではないかとの提案がある。まさに先程、ご指摘いただいて

いるところだと思う。それによってオンラインセミナーという可能性も広げていけるのではないかということである。確かにここにオンラインを仮に導入することになると、膨大な作業量やノウハウ、それからそういったものに携わる人材が必要になっていくと思うので、市単体でどこまでやるかというところもあるかと思う。コンテンツ自体は日本全土、世界に広げることもできるということになっていくので、下平委員からあったように他で協力をしていくことも考えられる。ここでオンライン云々ということよりも生涯学習がどうあるべきかを、ある程度再考するタイミングなのではないかと思う。

岩岡教育長

私自身がこの事務の点検評価を見ていて思ったのが、外部委員の皆様が、非常に丁寧に各 事業をご覧いただいて、評価やアドバイスをいただいているというのは、非常にありがたい と思っている。また個別的になるが、センターの研究研修事業の研修のテーマや講師が非常 にこう多様かつ適切であるというのは拝見していて感じる。それこそ授業力の向上だけで はなくてインクルーシブな環境作りや学級運営の方法、発達障害のある児童の理解、感情コ ントロールの力の育て方、あとは下平委員にも講習いただくなどやっているが、非常に質の 高いコンテンツと講師で研修ができているのではないかと思う一方で、こういった研修に 例えば一人ずつ出席する時にも鎌倉も非常に広いので、先生方のご負担になることや、せっ かく質の高い研修を1名だけ聞いていただくということではなくて、実は関心があるが、こ の研修担当に選ばれなかったとか、聞きに行けなかったとか、1時間は時間が取れないが30 分くらいであれば聞きたいなど、色々なニーズがあると思っており、今後の波及効果や先生 方の働き方改革という観点も考えたときに、一箇所に集めて2時間、特定の人だけに研修を するということを少し超えたあり方について、ICT も使いながら考えてもよいのではないか と考えている。ただ講師の先生方が例えば資料を共有されるのは困るであるとか、ネットワ ークで配信されるのは困るとか、それであればもう少しお金が欲しいであるとか、そういっ た課題もあるので、どこまでできるかというのはお財布や著作権の関係とにらめっことい うこともあるが、少しでも多くの方に短い時間で研修を受けられるような形というのはこ れからも考えていけたらよいと思っている。

山田委員

28 ページのオンライン相談を検討されているという件なのだが、これは非常に必要なことではないかと考えている。やはり様々な課題を抱えている方というのは、そこに足を運ぶということは非常に難しい、そもそも難しい状況だからこそこういった相談が必要という状況になっているのだろうと思うので、ここは早期に進めて頂けるとよいのではないかと思う。色々な課題や調整事項もあるのかもしれないが、そのように思っている。

下平委員

私もカウンセリングをしているのだが、オンラインでカウンセリングは難しいのではないかと考えていた。ところが実際やってみると、ある意味、人に対して防衛規制といって心にバリアがかかっていて、不登校になっている、あるいはカウンセリングの現場に来ることができないなど、そういう人が多い中で、オンライン上だと逆に距離があって危機感がなくなり、今まで足を運んでカウンセリングルームに来られなかった人が参加できるということが一つある。確かに心のすごく奥深い問題のカウンセリングというと、近くで支えてあげることが必要になってくるが、そうではない割と浅い問題解決であれば、例えば ZOOM などにしてもスピーカービューに切り替えることによって、表情も実際にいる以上に見えやすかったりすることもある。こちらも距離感がある分、情に巻き込まれずに客観的に冷静に俯瞰視できるという効果もあるので、もちろん全てがよいわけではないが、効果的に活用するということはできると思うので、今後の検討材料ではないかと感じている。

(採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された)

4 議案第23号 市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決 定について

岩岡教育長

それでは日程4議案第23号に入る。「市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

学校施設課長

日程4議案第 23 号、「市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」説明する。議案集 14 ページから 16 ページを参照願いたい。本件事故は深沢小学校敷地内の横断側溝の上を自家用自動車で走行した際、横断側溝に設置しているグレーチング蓋の内枠が欠損していたことにより、不安定なグレーチング蓋が跳ね上がり、左前輪の後部が破損したものである。相手方は議案集に記載のとおりで、賠償額は、364,595円である。本件事項は本市に管理瑕疵があり、修理費用等の支払い義務があると考えられることから、相手方へ損害賠償金を支払おうとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、お諮りするものである。なお、損害賠償金の支出にあたっては、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、市議会の議決が必要となることから、当委員会の議決後、令和 2 年市議会 12 月定例会に議案の提案を予定している。以上で説明を終わる。

(質問・意見)

岩岡教育長

これは、溝の蓋が通った時に片方が跳ね上がってしまって、車体を傷つけてしまったということである。なかなか、予測が難しい課題ではあるのだが。学校の敷地内であったということである。

(採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された)

5 議案第24号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

岩岡教育長

それでは日程の5議案第24号に入る。「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

中央図書館長

議案第24号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」提案理由の説明をする。議案集17、18ページをご参照いただきたい。鎌倉市図書館協議会は図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっており、委員は鎌倉市図書館協議会設置条例第2条第2項の規定により、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者ならびに市民のうちから教育員会が任命する」こととされている。このたび、現委員の任期が令和2年(2020年)12月15日をもって満了となることから、新たに5名の方々を委員に任命しようとするものである。委員は、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者については、関係団体からの推薦により、家庭教育の向上に資する活動を行う者については、市内で活動する読み聞かせ等のボランティアから、そして市民については、9月中旬から下旬にかけて公募を行い、選考委員会の審査を経て決定した。なお、次期委員の任期については、令和2年(2020年)12月16日から令和4年(2022年)12月15日までの2年間となる。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された)

岩岡教育長

それでは、日程の1報告事項のイ、及び日程の3については非公開とするので、傍聴の方のご退席をよろしくお願いする。

HH:	۸.	日日		
非	ハこ	踊	-	

- 3 議案第22号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の改正に係る協議について
- (3) 課長等報告
 - イ 鎌倉市小・中学校情報セキュリティ実施手順の改定について

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、11月定例会を終了する。